

この事務所を現に管理している指定暴力団員又は現に使用していた指定暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第 1 5 条 第 1 項  
第 1 5 条 第 3 項において準用する同条第 1 項  
第 3 0 条 の 1 1 第 1 項  
の規定により、この事務所  
について

**使用制限**

の命令を受けています。

期 間	年 月 日 から
	年 月 日 まで

公安委員会

この標章を損壊・汚損し、又は上記期間中に取り除くと処罰されます。

Dimensions: 30, 31, 35, 140, 297, 31, 30, 30, 20, 170, 20, 30, 420, 20, 50, 20, 60, 20, 30.

- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
- 2 「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
- 3 色彩は、「使用制限」の文字及び枠を赤色、その他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
- 4 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
- 5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
- 6 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
- 7 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
- 8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。